



JASDAQ

平成 24 年 5 月 23 日

各 位

住 所 静岡市清水区天神二丁目 8 番 1 号
会 社 名 静 甲 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 鈴木 恵 子
(JASDAQ・コード番号: 6286)
問合せ先 専務取締役 小野 田 敦
T E L 054-366-1106

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 110 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の目的

- (1) 公告の方法を、公告の迅速化と効率化のために電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、社外取締役および社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります（定款第 25 条および第 33 条）。
なお、取締役の責任免除の規定（第 25 条）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は別紙のとおり。

3 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 27 日

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条 ～ 第4条 (省略)	第1条 ～ 第4条 (現行のとおり)
第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法</u> により行う。	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。
(新設)	2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>
第6条 ～ 第24条 (省略)	第6条 ～ 第24条 (現行のとおり)
(新設)	(取締役の責任免除) 第25条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</u>
第25条 ～ 第31条 (省略)	第26条 ～ 第32条 (現行のとおり)
(新設)	(監査役の責任免除) 第33条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	2 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、その会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定できる契約を締結することができる。</u>
第32条 ～ 第38条 (省略)	第34条 ～ 第40条 (現行のとおり)

以上